

東御市審議会等の会議の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、実施機関（東御市情報公開条例（平成16年東御市条例第7号）第2条第1号に規定する実施機関をいう。）の審議会等の会議を公開することにより、その審議の状況を市民に明らかにし、審議会等の運営の透明性、公正性を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「審議会等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関をいう。

(会議の公開)

第3条 審議会等の会議は、次に掲げる場合を除き、公開するものとする。

- (1) 当該会議において東御市情報公開条例第7条各号の規定に該当する情報（第5条第3項及び第8条において「非公開情報」という。）に関し審議する場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

(公開又は非公開の決定)

第4条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、審議会等の長が当該審議会等に諮って行うものとする。

- 2 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第5条 審議会等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。
- 3 審議会等は、傍聴者に対し会議資料（非公開情報が記載されているものを除く。）の配布又は閲覧に努めるものとする。

(会議開催の事前公表)

第6条 審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議を開催する日の1週間前までに次の事項を記載した会議開催のお知らせを市のホームページに掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議名

- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 会議の議題
- (5) 公開・非公開の別
- (6) 傍聴の定員（会議を公開する場合）
- (7) 傍聴の手續（会議を公開する場合）
- (8) 非公開の理由（会議を非公開とする場合）
- (9) 問い合わせ先
（議事録の作成）

第7条 審議会等の議事録は、会議の公開又は非公開の別にかかわらず、原則として会議終了後概ね2週間以内に作成するものとする。ただし、議事録作成に相当の時間を要する合理的な理由がある場合は、この限りでない。

2 議事録は、当該会議における審議内容、審議経過等を市民が十分理解できるような要点筆記形式とするよう努めるものとする。

（会議資料及び議事録の公表）

第8条 審議会等の資料の公表は、会議終了の日から概ね1週間以内を目安に、また、議事録の公表は、概ね1月以内を目安に行うよう努めるものとする。ただし、非公開情報が記載されている部分は除くものとする。

（議事録の公表期限）

第9条 議事録を公表するときは、文書保存年限と同様の取扱い区分により、期限を設定し、明示することとする。

（事務の所管）

第10条 審議会等の会議の公開に関する事務は、当該審議会等を所管する課等が行うものとする。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。